

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約係
電 話 072-641-9860

令和6年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の事後点検の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

令和6年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会

開催日時 及び場所	令和7年3月25日（火）14：00～16：00 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所 （大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号）
委員 （敬称略）	中 村 洋 （慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授） 石 崎 一 登 （公認会計士） 寺 澤 良 雄 （国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事） 榎 裕 美 （国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所監事）

議事概要

審議対象：令和6年1月から令和6年12月までに契約を締結したもの

点検結果

○ 予定価格と落札価格の乖離について

契約後に落札者の認識齟齬による契約破棄を防止するためにも、予定価格と落札価格が大きく乖離した場合、当該落札価格が仕様書の内容をすべて加味した価格であるのかどうかを確認する必要がある。

○ 一者応札について

・拠点近くの業者だけでなく、その他の地域の業者にも積極的に働きかける等サプライヤー拡大に向けて引き続き努力を行う必要がある。
・システム導入については、準備期間を十分に確保し、本稼働の数年前からプロジェクトを立ち上げて、綿密な仕様書作成等を行い、契約締結をできる限り早めに行うようにする。本稼働までのスケジュールが長いことにより、応札がしやすくなると思われる。

○ 随意契約について

一旦特定の業者と契約すると以後その技術や機器等を用いて、随契が継続してしまう可能性があるため、仕様書は今後幅広い業者でも対応可能なように将来を見据えて作成すべきではないか。

今後の対応

- ・ 予定価格と落札価格が大きく乖離した場合、当該落札価格が仕様書の内容をすべて加味したものであるかどうかを確認する。
- ・ 一者応札とならないよう、納品時期や方法等の地域の受託条件を見直す等、他地域からも新規参入しやすいよう環境を整えるとともに幅広い業者に声掛けを行う。
- ・ システム導入については本稼働までのスケジュールを見直し、前倒しで契約準備を行う。
- ・ 随意契約が継続しないよう、当初より今後の契約を考慮した仕様書作成を行う。

以上